



互助会報

令和 7 年度 退職福祉部号

目 次

はじめに	令和 6 年度事業報告及び決算報告	P2
	退職福祉部の給付改正について	P4
	会員の皆様およびご家族の方へ	P5
給付内容 について	医療費補助金・配偶者医療費補助金	P6
	短期人間ドック利用助成金	P12
	国内外研修旅行助成金	P13
	施設利用助成金	P14
	指定宿泊施設一覧表	P15
	弔慰金	P18
	給付の中断について	P19
	退職福祉部よりお知らせ	P20

◆ご家族みなさんでお読みください。

発行 一般財団法人高知縣市町村職員互助会
〒780-0870 高知市本町 5 丁目 3 - 20 高知共済会館内
TEL 088-824-1306 FAX 088-823-5270

～令和6年度事業報告及び決算報告～

収入の状況 (単位：千円)	掛金 140,736	利息及び 配当金外 45,833	前年度繰越 支払準備金 84,324	当年度給付準備金 取崩額 192,906
支出の状況 (単位：千円)	給付事業 324,914		厚生事業 36,356	管理費 24,020
				次年度繰越 支払準備金 78,509

退職福祉部は、ご本人の意思により加入（任意加入）された会員に、現職期間中に掛金を納めていただき、退職後一生に亘り、医療費補助金等の事業の適用を受けることができる制度となっております。

この事業の原資は、現職期間中に納めていただいた掛金を積み立てた給付準備金です。この準備金より給付等の支出を行っております。

令和6年度決算により、事業収入において、掛金については前年度より約6,585千円の減少となりました。財源に大きく影響する利息及び配当金については、1%前後の利回りで運用を行っていますが、有価証券（国債・地方債・社債等）の満期償還もあり、償還後の運用においても厳しい状況が続いております。

事業支出においては、医療費補助金は令和6年度から給付改正（P4参照）を行ったことにより、前年度より約23,312千円減少しました。

しかしながら、今年度につきましても収入を上回る支出となり、192,906千円の給付準備金の取崩しにより補てんし、**次年度繰越給付準備金は4,522,855,922円となりました。**

◆現職会員数と退職会員数

種 別 \ 区 分	5 年度決算	6 年度決算	比較増△減
現 職 会 員 数	5,418 人	5,273 人	△ 145 人
配偶者現職会員数	2,319 人	2,210 人	△ 109 人
退 職 会 員 数	9,901 人	9,883 人	△ 18 人
配偶者退職会員数	5,556 人	5,518 人	△ 38 人

◆事業収入

科 目 \ 区 分	5 年度決算	6 年度決算	比較増△減
掛 金	147,320,584 円	140,735,560 円	△ 6,585,024 円
利 息 及 び 配 当 金	45,035,478 円	45,725,480 円	690,002 円
有 価 証 券 売 却 益	2,218,000 円	0 円	△ 2,218,000 円
償 還 差 益	0 円	108,000 円	108,000 円
計	194,574,062 円	186,569,040 円	△ 8,005,022 円

◆事業支出

区 分 科 目	5 年度決算	6 年度決算	比較増△減
医 療 費 補 助 金	333,712,400 円	310,400,400 円	△ 23,312,000 円
弔 慰 金	10,750,000 円	10,910,000 円	160,000 円
返 還 一 時 金	2,993,830 円	3,603,370 円	609,540 円
施 設 利 用 助 成	2,471,945 円	2,282,588 円	△ 189,357 円
短期人間ドック助成	27,488,191 円	32,646,000 円	5,157,809 円
研 修 旅 行 助 成	1,800,010 円	1,427,285 円	△ 372,725 円
計	379,216,376 円	361,269,643 円	△ 17,946,733 円

◆管理費

区 分 科 目	5 年度決算	6 年度決算	比較増△減
職 員 給 与	3,721,855 円	4,880,995 円	1,159,140 円
事 務 費	2,868,298 円	2,733,153 円	△ 135,145 円
委 託 費	1,162,305 円	1,161,730 円	△ 575 円
委託管理費	2,001,216 円	2,176,800 円	175,584 円
賃 借 料	652,800 円	1,130,400 円	477,600 円
普 及 費	440,500 円	391,700 円	△ 48,800 円
負 担 金	5,469,039 円	6,560,894 円	1,091,855 円
消 費 税	4,380,383 円	4,974,097 円	593,714 円
雑 費	0 円	10,000 円	△ 10,000 円
計	20,696,396 円	24,019,769 円	3,323,373 円

【管理費の内訳】

▶職員給与…福祉部業務は他業務との兼務により4名の職員と1名の臨時職員が行い、うち1名分の給与を支出
▶事務費…必要書類の印刷費、郵送料、電話代等
▶委託費…医療費の自動給付にかかる情報提供料（医療費給付にかかる自己負担額等）
▶委託管理費…会員管理や給付管理、給付等をおこなうためのシステム保守費用
▶賃借料…機器のリース料
▶普及費…会報等の作成費
▶負担金…システム改修費用、給付送金手数料、職員の社会保険料

【参考】医療費補助金の推移

◆補助金額

(単位：円)

医療費補助金	平成 18 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
本 人 会 員	158,248,200	240,313,900	239,867,200	262,628,600	243,123,600
配 偶 者 会 員	65,947,100	68,746,800	65,478,600	71,083,800	67,276,800
合 計	224,195,300	309,060,700	305,345,800	333,712,400	310,400,400

◆件数

(単位：件)

医療費補助金	平成 18 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
本 人 会 員	22,417	18,835	18,609	20,768	20,325
配 偶 者 会 員	8,305	6,824	6,511	7,125	7,020
合 計	30,722	25,659	25,120	27,893	27,345

◆1件あたりの補助金額

(単位：円)

医療費補助金	平成 18 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
本 人 会 員	7,059	12,784	12,932	12,646	11,961
配 偶 者 会 員	7,941	10,077	10,073	9,977	9,583
合 計	7,298	12,045	12,155	11,964	11,351

～退職福祉部の給付改正について～

退職会員の医療費補助金・配偶者医療費補助金が令和6年4月診療分より給付率を乗じた計算で給付となる改正を行いました。

医療費補助金・配偶者医療費補助金の計算方法は、以下のとおりです。

給 付 基 準 額			給 付 率
1 件の	控 除 額		令和6年4月診療分～…90%
保険診療分の自己負担額	－ 本人会員	5,000 円	令和7年4月診療分～…80%
(1 件の取扱は P 6 参照)	配偶者会員	6,000 円	令和8年4月診療分～…70%
	(100 円未満切捨て)		(100 円未満切捨て)

例) 退職会員の本人が A 病院で保険診療の外来に対して 18,000 円支払った場合。

令和6年3月診療分まで	自己負担額 (18,000 円	－	控除額 5,000 円)	=	<u>13,000 円</u>	給付
→ 令和6年4月診療分～令和7年3月診療分	…	給付率	90%	=	<u>11,700 円</u>	給付
→ 令和7年4月診療分～令和8年3月診療分	…	給付率	80%	=	<u>10,400 円</u>	給付
→ 令和8年4月診療分～	…	給付率	70%	=	<u>9,100 円</u>	給付

例) 退職会員の本人が B 病院で保険診療の入院に対して 57,600 円支払った場合。

令和6年3月診療分まで	自己負担額 (57,600 円	－	控除額 5,000 円)	=	<u>52,600 円</u>	給付
→ 令和6年4月診療分～令和7年3月診療分	…	給付率	90%	=	<u>47,300 円</u>	給付
→ 令和7年4月診療分～令和8年3月診療分	…	給付率	80%	=	<u>42,000 円</u>	給付
→ 令和8年4月診療分～	…	給付率	70%	=	<u>36,800 円</u>	給付

例) 配偶者退職会員が C 病院で保険診療の外来に対して 8,000 円支払った場合。

令和6年3月診療分まで	自己負担額 (8,000 円	－	控除額 6,000 円)	=	<u>2,000 円</u>	給付
→ 令和6年4月診療分～令和7年3月診療分	…	給付率	90%	=	<u>1,800 円</u>	給付
→ 令和7年4月診療分～令和8年3月診療分	…	給付率	80%	=	<u>1,600 円</u>	給付
→ 令和8年4月診療分～	…	給付率	70%	=	<u>1,400 円</u>	給付

会員の皆様およびご家族の方へ

退職福祉部は、県下の市町村役場および一部事務組合等や公立学校（市町村より給与を受けていた方）にお勤めされていた方やその配偶者の方で、退職会員及び配偶者退職会員の資格を取得された方に対して給付等をおこなっております。

給付をおこなうためには会員の方の住所や送金指定口座及び加入されている健康保険を登録する必要があります。そのため、次の変更があった場合は届出が必要となりますので、必ず退職福祉部までご連絡をお願いいたします。

◇住所・連絡先が変わったとき

◇後期高齢者になられたとき（※）

◇金融機関を変更されるとき

◇離婚されたとき

◇氏名が変わったとき

◇お亡くなりになられたとき

◇健康保険証が変わったとき

会員情報が正しく登録されていることで、正しい給付が行えます。

（会員の方の情報が正しく登録されているか、ご家族の方からご連絡いただいた場合も確認しますので退職福祉部までご連絡下さい。）

（※）75歳で後期高齢者医療制度に変更になられる方には、75歳の誕生日の月はじめに保険証変更にかかる書類を送付します。なお、75歳以前に後期高齢者医療制度に変更になられた場合は、ご連絡をお願いします。

- 医療費補助金・弔慰金・施設利用助成金に関しましては、その事由が発生してから満2年を以って給付の権利が消滅いたしますので請求の際はご注意ください。
- 国民健康保険や後期高齢者医療の医療費補助金が自動給付方式の方で、退職福祉部に保険証の変更登録を提出いただいたあと医療費補助金の該当となる診療があった月から3ヶ月目以降も給付がない場合、登録誤りの可能性もありますのでご連絡ください。

☆障害認定を受けられている方で、次に該当される場合はご連絡ください。

- ①医療費の自己負担額が発生している場合で、退職福祉部からの給付が中断されている方。
- ②医療費の自己負担額が発生していない場合で、退職福祉部からの給付の支給がある方。

◆ 医療費補助金・配偶者医療費補助金

1. 給付の対象となるもの

健康保険証を使って病院や薬局で医療費を支払ったときの自己負担額が対象となります。保険適用外の自己負担額、介護保険のご使用については対象なりません。

○ 給付の対象となるもの

- * 健康保険証を使った治療費等の自己負担額
- * コルセット代等の療養費払いをしたもの（P10 参照）
- * その他保険適用分（訪問マッサージ等）

× 給付の対象とならないもの

- * 入院時食事代および居住費
- * 室料・差額ベッド代
- * 文書代
- * 予防接種
- * その他保険適用外分

2. 給付の対象となる金額

国民健康保険法等による公費負担額を除いた自己負担額のうち退職会員は1件につき 5,000 円、配偶者退職会員は1件につき 6,000 円を超えた額（給付基準額）に給付率を乗じて給付します。ただし、最低給付基準額が 500 円のため、1件につき退職会員は 5,500 円以上、配偶者退職会員は 6,500 円以上自己負担したときに給付の対象となります。

給 付 基 準 額

$$\left(\begin{array}{l} \text{1 件の保険診療分の自己負担額} \\ \text{— 本人会員 5,000 円} \\ \text{— 配偶者退職会員 6,000 円} \end{array} \right) \times \text{給付率 (P4 参照)}$$

☆ 1 件の取り扱い（国民健康保険法等による）について

- ① 暦月ごと（月の初日から月末までを1ヶ月として計算します。）
- ② ・入院 — 医療機関ごと
 ・外来 { 病院（総合病院の歯科は除く）、診療所ごと
 歯科（医療機関ごと）
 柔道整復師（施術所ごと）
 ・調剤 — 薬局ごと（処方箋を発行した医療機関ごと）



ただし、調剤薬局分と処方箋を交付した医療機関の医療費を合算したときに、高額療養費の該当になる場合は合算して1件として取り扱います。

☆ 加入している健康保険より附加給付等がある場合は、更にその額を差し引きます。

年齢や住民税課税区分による給付対象額の上限等について

〔70 歳未満〕

区 分		給付対象上限額
アイ	年収約 770 万円超 健保：標準報酬月額 53 万円以上 国保：年間所得 600 万円超	72,300 円
ウ	年収約 370 万円～約 770 万円 健保：標準報酬月額 28 万円以上 53 万円未満 国保：年間所得 210 万円以上 600 万円未満	72,300 円 (44,400 円)
エ	年収約 370 万円未満 健保：標準報酬月額 28 万円未満 国保：年間所得 210 万円未満	57,600 円 (44,400 円)
オ	住民税非課税者	35,400 円 (24,600 円)

〔70 歳以上〕

区 分		給付対象上限額	
		外来合算上限額	外来・入院合算(世帯上限額)
現役並みⅢ	年収 約 1,160 万円～	72,300 円	
現役並みⅡ	年収 約 770 万円～ 1,160 万円	72,300 円	
現役並みⅠ	年収 約 370 万円～ 770 万円	72,300 円 (44,400 円)	
一 般		18,000 円 (年間上限 144,000 円)	57,600 円 (44,400 円)
低所得者Ⅱ (住民税非課税者)		8,000 円	24,600 円
低所得者Ⅰ (住民税に係る所得金額がない等)			15,000 円

退職福祉部の給付対象上限額は 72,300 円です。

健康保険者から返ってくる高額療養費の自己負担限度額とは異なります。(次ページに高額療養費の説明有)

※ () は直近 12 ヶ月に 3 回高額療養費に該当した場合の、4 回目以降の給付対象上限額です。



◎請求方式 (P9) により医療費補助金を受ける方で、上記の給付対象上限額の区分を退職福祉部で確認するために、限度額適用認定証や標準報酬月額が確認できる給与明細等の写しをお願いすることがありますのでご了承下さい。(マイナンバーカードに保険証情報を紐付けしている場合は、マイナポータルで確認できます。)

高額療養費について（詳しくはご加入中の健康保険者へお問い合わせください）

高額療養費とは課税区分や年齢により異なりますが、医療費の自己負担が一定額を超えた場合に健康保険証の保険者より払い戻される制度です。

（下記の自己負担限度額は健康保険における限度額であり、退職福祉部からの給付対象上限額は 72,300 円となります。）

【健康保険の自己負担限度額表】

70 歳未満		70 歳以上		
課税区分		課税区分	外来	外来 + 入院（世帯合算）
ア	252,600 円 + (総医療費 - 842,000 円) × 1% (140,100 円)	現役並みⅢ	252,600 円 + (総医療費 - 842,000 円) × 1% (140,100 円)	
イ	167,400 円 + (総医療費 - 558,000 円) × 1% (93,000 円)	現役並みⅡ	167,400 円 + (総医療費 - 558,000 円) × 1% (93,000 円)	
ウ	80,100 円 + (総医療費 - 267,000 円) × 1% (44,400 円)	現役並みⅠ	80,100 円 + (総医療費 - 267,000 円) × 1% (44,400 円)	
エ	57,600 円 (44,400 円)	一般	18,000 円	57,600 円 (44,400 円)
オ	35,400 円 (24,600 円)	低所得Ⅱ	8,000 円	24,600 円
		低所得Ⅰ		15,000 円

※（ ）は直近 12 ヶ月に 3 回高額療養費に該当した場合の、4 回目以降の自己負担限度額です。

高額療養費の合算について

～ 70 歳未満～

1 つの医療機関で 21,000 円以上の自己負担額を同じ月に複数支払い、それらの合計額が自己負担限度額を超えた場合、合算され 1 件となり、その超えた金額が高額療養費として返ってきます。



～ 70 歳以上～

・ 外来合算（所得区分が一般・低所得Ⅰ・Ⅱ）

…外来の 1 カ月の自己負担額は個人で合算し、外来の限度額を適用します。

→ 年間外来合算上限額…毎年 8 月 1 日から 7 月 31 日までの期間に、外来の自己負担額の合計が 144,000 円を超えた場合、保険者から高額療養費として返ってきます。

※令和 6 年 8 月診療分より年間外来合算上限額による高額療養費を考慮した退職福祉部独自の給付制限については廃止しました。

・ 入院を含む月については、入院と外来を合算して自己負担限度額を超えた場合に保険者から高額療養費として返ってきます。

※年間外来合算以外の合算については、退職福祉部も 1 件として取扱い給付を行います。

3. 請求方法

加入されている健康保険により、【自動給付方式】と【請求方式】の2通りとなります。

【自動給付方式】

健康保険証の保険者から直接互助会に医療費情報の提供をいただき、医療費補助金を給付する方法です。ただし、自動給付はすべての健康保険制度に対応していません。下記の健康保険に加入されている方が「同意書」を提出することにより、自動給付の対象となります。

医療費情報の提供は、最短で診療月の3ヵ月後となっております。保険者や医療機関等の事情により、3ヶ月を超える場合がありますので、対象となる給付の送金がなく、診療月から6ヶ月を超えるようでしたら、退職福祉部までご連絡ください。

－自動給付ができる健康保険制度－

- * 高知県内の市町村の国民健康保険（「同意書」の提出要）
- * 高知県内の後期高齢者医療保険（「同意書」の提出要）
- * 高知縣市町村職員共済組合の任意継続組合員及びその被扶養者
- * 高知縣市町村職員共済組合の被扶養者

高知県内の市町村の国民健康保険および後期高齢者医療保険の方で「同意書」の提出がない場合は、請求方式となります。

【請求方式】

上記以外の方で医療機関等にかかり、医療費補助金の給付の対象となったときには、所定の請求書に記入のうえ、領収書の添付又は請求書下段の証明欄に医療機関の証明を記入いただき、診療月の翌月以降に請求いただく方法です。請求書については互助会までご連絡いただければ郵送いたします。

－請求方式となる健康保険制度の代表例－

- * 協会けんぽ
- * 健康保険組合
- * 高知縣市町村職員共済組合以外の共済組合
- * その他請求いただく国保（中央建設・全国土木・医師・薬剤 など）



●注意事項

退職福祉部で住民税課税区分等を確認するために、限度額適用認定証や標準報酬月額が確認できる給与明細等の写しをお願いすることがありますのでご了承下さい。（マイナンバーカードに保険証情報を紐付けしている場合は、マイナポータルで確認できます。）

4. コルセット等の装具について

まずは加入健康保険にご請求いただき、保険者負担分が還付されます。保険者より還付された金額を差し引いた額が退職福祉部の給付の対象となる場合は、請求により給付することになりますので、ご連絡ください。

※加入されている保険により自動給付となっている場合でも、コルセットや弾圧ストッキング等の装具の購入につきましては、医療費補助金の対象ですが、自動給付にはなりません。

※高知縣市町村職員共済組合の任意継続組合員及びその被扶養者、高知縣市町村職員共済組合の被扶養者の方は自動給付となっております。

【必要書類】

- ・装具装着証明書（医療機関発行のもの）
- ・領収書
- ・保険者からの給付通知書（自己負担額や給付金額がわかるもの）
- ・医療費請求書 ※ご連絡いただきましたら請求書を送付いたします。



☆医療費給付例

医療費補助金のいくつかの計算例です。（例はすべて令和7年度の給付率を使用）
応用編の計算例ですので、P6～8を参照しながらご覧ください。

【70歳未満の課税区分Ⅰの本人会員（控除額5,000円）の場合】

A 病院（外来）	19,000 円
B 病院（入院）	57,600 円
C 病院（外来）	8,000 円
ア調剤薬局（A 病院処方）	6,000 円
イ調剤薬局（C 病院処方）	1,500 円

- ・ B 病院は 21,000 円以上のため高額合算対象。…①
- ・ A 病院とア調剤薬局は合わせると 25,000 円となり、21,000 円以上のため高額合算対象。…①
- ・ C 病院とイ調剤薬局は足して 21,000 円にならないため、高額合算対象外。（退職福祉部は外来と調剤薬局はそれぞれ 1 件として取り扱います。）
- ・ C 病院は控除額 5,000 円を超えているため、給付対象。…②

【計算】

① B 病院 57,600 円 + A 病院 19,000 円 + ア調剤薬局 6,000 円 = 82,600 円
 82,600 円 - 57,600 円（自己負担限度額） = 25,000 円 …高額療養費※
 (57,600 円 - 本人控除額 5,000 円) × 80% = 42,000 円給付

② (C 病院 8,000 円 - 本人控除額 5,000 円) × 80% = 2,400 円給付

【70 歳以上の課税区分低所得Ⅱの配偶者会員（控除額 6,000 円）の場合】

A 病院（外来）	2,000 円
B 病院（外来）	4,500 円
C 調剤薬局	1,500 円
D 調剤薬局	2,500 円

それぞれは 6,500 円を超えていませんが、合計して 8,000 円を超えていますので、外来合算の対象。（8,000 円超えた額は高額療養費※）

【計算】

（低所得Ⅱの外来合算限度額 8,000 円－配偶者控除額 6,000 円）× 80% = 1,600 円給付

【70 歳以上の課税区分一般課税の本人会員（控除額 5,000 円）の場合】

例 1	A 病院（外来）	9,000 円
	B 病院（入院）	35,000 円
	C 調剤薬局	4,800 円
	D 調剤薬局	4,500 円

・ 外来と調剤薬局を合計して 18,000 円を超えていますので、外来合算の対象。（18,000 円超えた額は高額療養費※）…①

・ B 病院の入院と外来合算の 18,000 円を足しても自己負担限度額を超えていないため、世帯合算対象外。…②

【計算】

①（一般課税外来合算限度額 18,000 円－本人控除額 5,000 円）× 80%
= 10,400 円給付

②（B 病院 35,000 円－本人控除額 5,000 円）× 80% = 24,000 円給付

例 2	A 病院（外来）	9,000 円
	B 病院（入院）	57,600 円
	C 調剤薬局	4,800 円
	D 調剤薬局	4,500 円

すべてを合計して自己負担限度額（57,600 円）を超えているため、世帯合算対象。（57,600 円超えた額は高額療養費※）

【計算】

（一般課税世帯合算限度額 57,600 円－本人控除額 5,000 円）× 80% = 42,000 円給付

※高額療養費は保険者より返還されます。（詳しくはご加入中の健康保険者へ）

◆ 短期人間ドック利用助成金

退職会員、配偶者退職会員が**当会の指定する受診施設で人間ドックを受けられるとき**の助成です。

～短期人間ドック受診までの流れ～

互助会へ電話連絡（088－824－1306）

※受診希望日の1～2カ月前までをお願いします。（ご自身で受診機関へ予約可）



互助会よりご自宅へ「短期人間ドック利用申込書」送付



「短期人間ドック利用申込書」の必要事項へご記入の上、互助会まで返送

※予約済の場合でも人間ドック受診日の3日前までに必着



申込んだ受診機関より案内が届きます

【助成額】 *退職会員 17,600 円
*配偶者退職会員 9,900 円



☆ 受診時、窓口でお支払いいただく金額（会員約 22,000 円、配偶者約 29,000 円）が**助成後の額となります**。（オプション検診を受けられるときは別途料金が必要です。）

☆ 受診後の助成はいたしませんのでご注意ください。

☆ 共済組合・市町村等が実施する特定健診と併せて助成を受けることができる場合がありますので、受診施設にお問い合わせください。

☆ 受診をキャンセルされる場合は、受診機関に直接お申し出ください。

<指定受診施設>

指 定 受 診 施 設	住 所	電話番号
高知検診クリニック	高知市知寄町 2 丁目 4-36	088－883－9711
いずみの病院	高知市薊野北町 2 丁目 10-53	088－826－5538
土佐市民病院	土佐市高岡町甲 1867	088－852－2151
仁淀病院	吾川郡いの町 1369	088－893－1551
四万十市民病院	四万十市中村東町 1 丁目 1-27	0880－34－2126
中村クリニック	四万十市中村大橋通 7 丁目 1-10	0880－34－5100
高知県総合保健協会 ・中央健診センター ・幡多健診センター	高知市棧橋通 6 丁目 7-43 宿毛市山奈町芳奈 3-9	088－831－4800 0880－66－2800
高知西病院	高知市神田 317-12	088－843－8220
須崎くろしお病院	須崎市緑町 4-30	0889－43－2121
J A 高知病院 J A 高知健診センター	南国市明見 526-1	088－863－8510

◆ 国内外研修旅行助成金

国内外を問わず、4 日以上のご旅行について 3 年度に 1 回を限度 として助成します（在住都道府県内の旅行は対象外）。

ただし、旅行最終日から 60 日以内（請求書受付日を基準とします） の請求を厳守ください。

【条件】

- ① 旅行日程 4 日以上 ② 旅費 1 人 60,000 円以上

【助成金額】

* 退職会員・・・10,000 円 * 配偶者退職会員・・・5,000 円

【請求方法】

「国内外研修旅行助成金請求書」にご記入のうえ、次の添付書類を添えてご提出ください。
※ご連絡いただければ請求書を送付します。

【添付書類】

1. 請求者の名前が記載された旅行業者等の領収書、旅行経費の確認ができる領収書
 2. 請求者の旅行滞在が証明できるもの（日程表、行程表）
- ※ 配偶者退職会員とご一緒に請求される場合は、ご同行されたことがわかるもの（飛行機の搭乗券の写しや旅行の予約者名等）を添付してください。

☆ ご請求いただくときの注意点 ☆

【旅行にかかった費用を確認するために】

- ・領収書は請求者のお名前が記載されたものに限ります。請求者以外の方のお名前の領収書は無効となります。
- ・クレジットカード決済及び電子マネーをご利用の場合についても、可能な限り領収書を取得し提出ください。領収書が発行されない場合は、利用が確認できる明細書等を提出くださいますようお願いいたします。

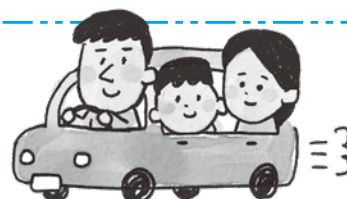
【個人旅行の場合】

- ・旅行費用は、お土産代を除いたもの（交通費・宿泊費・食事代・施設入館料等）が対象となりますので、領収書を必ず発行してください。

例）ETC カード利用の高速料金…ETC 利用照会サービスより利用明細書を発行
交通系 IC カード利用（Suica 等）…利用履歴を発行

- ・旅行の行程表については、ご自身で作成してください。

（お申し出いただいたら、「国内外研修旅行助成金請求書」を送付する際に様式を同封します。）



◆ 施設利用助成金

退職会員、配偶者退職会員が**当会の指定する保養宿泊施設を利用したとき**、1人1泊2,000円を助成いたします。

※ 13 ページ以降に指定宿泊施設を掲載しています。

【助成金額】

退職会員・配偶者退職会員・・・1人1泊 2,000 円

(自己負担額が 2,000 円を下回る場合はその額を助成)

【請求方法】

「施設発行の領収書 (原本)」に宿泊者氏名と、住所または退職会員番号をご記入のうえ、ご提出ください。

※ 宿泊者が退職会員と配偶者退職会員の場合、もしくは退職会員同士の場合には、お二人の名前を記入してください。



【注意点】

○連泊の宿泊は 7 泊を限度とします。

○旅行サイトから指定施設へ予約・決済をされた場合は旅行サイトの領収書 (氏名・宿泊施設・宿泊日・宿泊料金が確認できるもの) をご提出ください。

○手書きの領収書の場合は、泊数、宿泊人数を記載してください。

【給付請求書の受付日と給付日】

※受付日・・・毎月 15 日受付分で締め切りとします。15 日を過ぎたものは翌月受付分となります。

※給付日・・・翌月中旬頃給付いたします。請求受付日が 15 日を過ぎますと翌々月の給付となります。給付がある場合はハガキ等でお知らせします。

★医療費制度等の改正がありますと、給付が遅れる場合がありますので、ご了承ください。

★医療費補助金の請求書を診療月と同月中に提出された場合は、診療月の翌月の受付となり、翌々月の給付となります。

～令和 7 年 8 月から令和 8 年 7 月までの給付予定日～

7 年 8 月 15 日	7 年 9 月 16 日	7 年 10 月 15 日	7 年 11 月 17 日	7 年 12 月 15 日	8 年 1 月 19 日
8 年 2 月 16 日	8 年 3 月 16 日	8 年 4 月 15 日	8 年 5 月 18 日	8 年 6 月 15 日	8 年 7 月 15 日

※令和 8 年 4 月以降は変更となる場合があります。

県内の指定宿泊施設

No.	施 設 名	郵便番号	所 在 地	T E L	備 考
1	MUROTO base 55	〒781-7102	室戸市室津 2836-2	0887-98-7011	
2	北川村温泉 ゆずの宿	〒781-6451	安芸郡北川村小島 121	0887-30-1526	
3	コミュニティセンターうまじうまじ温泉	〒781-6201	安芸郡馬路村馬路 3564 - 1	0120-44-2026	
4	芸 西 村 の 家	〒781-5701	安芸郡芸西村和食甲 4525	0887-33-2894	
5	香南市サイクリングターミナル海のやど しおや宿	〒781-5622	香南市夜須町手結山 1304	0887-55-3196	
6	羽 尾 大 釜 荘	〒781-5614	香南市夜須町羽尾 523	0887-54-0345	
7	べ ふ 峡 温 泉	〒781-4644	香美市物部町別府 452-8	0887-58-4181	
8	モンベルアウトドアヴィレッジ本山	〒781-3601	長岡郡本山町本山 2133-1	0887-72-9670	
9	星 の 山 荘 梶ヶ森	〒789-0255	長岡郡大豊町佐賀山 1248-3	0887-74-0360	
10	ゆとりすとパークおとおよ	〒789-0315	長岡郡大豊町中村大王 4037-25	0887-72-0700	キャンプ不可(※注)
11	さめうら荘 レイクサイドホテル	〒781-3521	土佐郡土佐町田井 146-1	0887-82-1020	
12	自然教育センター白滝	〒781-3704	土佐郡大川村朝谷 26	0887-84-2201	
13	オーベルジュ土佐山	〒781-3222	高知市土佐山東川 661	088-850-6911	
14	高 知 会 館	〒780-0870	高知市本町 5 丁目 6-42	088-823-7123	
15	高知共済会館 COMMUNITY SQUARE	〒780-0870	高知市本町 5 丁目 3-20	088-823-3211	
16	山 荘 し ら さ	〒781-2605	吾川郡いの町寺川 175	088-892-1001 090-2235-1400	冬季閉鎖 11月下旬～4月上旬
17	木 の 香 温 泉	〒781-2615	吾川郡いの町桑瀬 225-16	088-869-2300	
18	土佐和紙工芸村くらうど	〒781-2136	吾川郡いの町鹿敷 1226	088-892-1001	
19	木の根ふれあいの森	〒781-2602	吾川郡いの町戸中 171	088-850-5658	
20	スノーピークおちい淀川キャンプフィールド	〒781-1326	高岡郡越知町片岡 4 番地	0889-27-2622	トレーラーハウスのみ対象
21	スノーピークかわの駅おち	〒781-1303	高岡郡越知町越知丙 625 番地 4	0889-20-9666	
22	中 津 溪 谷 ゆ の 森	〒781-1741	吾川郡仁淀川町名野川 258-1	0889-36-0680	
23	LOGOS PARK SEASIDE KOCHI SUSAKI	〒785-0162	須崎市浦ノ内東分 2251 番地	0889-59-0601	キャンプ不可(※注)
24	星ふるヴィレッジ TENGU	〒785-0504	高岡郡津野町芳生野乙 4921-22	0889-62-3188	キャンプ不可(※注)
25	鯉乃國の湯宿 黒潮本陣	〒789-1301	高岡郡中土佐町久礼 8009-11	0889-52-3500	
26	四 万 十 源 流 の 里	〒789-1414	高岡郡中土佐町大野見神母野 652	0889-57-2126	
27	ホ テ ル 松 葉 川 温 泉	〒786-0097	高岡郡四万十町日野地 605-1	0880-23-0611	
28	ウ エ ル 花 夢	〒786-0307	高岡郡四万十町江師 546 番	0880-27-1211	キャンプ不可(※注)
29	ホ テ ル 星 羅 四 万 十	〒787-1603	四万十市西土佐用井 1100	0880-52-2225	
30	と ま ろ っ と	〒787-0155	四万十市下田 3548	0880-33-0101	キャンプ不可(※注)
31	四万十カヌーとキャンプの里 かわらっこ	〒787-1229	四万十市田出ノ川 24	0880-31-8400	キャンプ不可(※注)
32	ア シ ズ リ テ ル メ	〒787-0315	土佐清水市足摺岬字東畑 1433-3	0880-88-0301	
33	スノーピーク土佐清水キャンプフィールド	〒787-0453	土佐清水市三崎字エジリ 4145-1	0880-87-9789	キャンプ不可(※注)
34	宿毛リゾート 椰子の湯	〒788-0014	宿毛市大島 17-27	0880-65-8185	
35	ベルリーフ大月	〒788-0313	幡多郡大月町周防形 404	0880-74-0222	

(※注) キャンプ場においては、宿泊棟を利用した場合のみ助成対象となります。

※「べふ峡温泉」「雲の上のホテル」「ベルリーフ大月」は休館中。

県外の指定宿泊施設

施 設 名	郵便番号	所 在 地	T E L
ホテルポールスター札幌	〒 060-0004	北海道札幌市中央区北 4 条西 6 丁目 2	011-330-2531 (直通) 011-241-9111 (代表電話)
ホ テ ル ノ ー ス シ テ ィ	〒 064-0809	北海道札幌市中央区南 9 条西 1 丁目	011-512-9748
ア ッ プ ル パ レ ス 青 森	〒 030-0802	青森県青森市本町 5 丁目 1 - 5	017-723-5610 (予約専用) 017-723-5600 (施設)
ゆ こ た ん の 森	〒 020-0585	岩手県雫石町長山猫沢 3 - 6	019-693-3600 (受付時間 9:00 ~ 21:00)
パレス松洲 (まつしま)	〒 981-0215	宮城県宮城郡松島町高城字浜 38	022-354-2106
む つ み 荘	〒 999-2211	山形県南陽市赤湯 233 - 1	0238-43-3035
う し お 荘	〒 997-1201	山形県鶴岡市湯野浜 1 - 11 - 23	0235-75-2715
ホテル福島グリーンパレス	〒 960-8068	福島県福島市太田町 13 - 53	024-533-1171
大 洗 鷗 松 亭	〒 311-1301	茨城県東茨城郡大洗町磯浜町 8179 - 5	029-266-1122
那 須 の 森 ヴ ィ レ ッ ジ	〒 325-0303	栃木県那須郡那須町大字高久乙字遅山 3375 - 637	0287-78-1636
ア ル ペ ン ロ ー ゼ	〒 377-1711	群馬県吾妻郡草津町草津 512 - 2	0279-88-1300
オークラ千葉ホテル	〒 260-0024	千葉県千葉市中央区中央港 1 - 13 - 3	043-248-1111
黒 潮 荘	〒 296-0004	千葉県鴨川市貝渚 2565	04-7092-2205
ホテル日航立川 東京	〒 190-0022	東京都立川市錦町 1 - 12 - 1	042-521-1111
東 京 グ リ ー ン パ レ ス	〒 102-0084	東京都千代田区二番町 2 番地	03-5210-4600
ア ジ ュ ー ル 竹 芝	〒 105-0022	東京都港区海岸 1 - 11 - 2	03-3437-2011
全 国 町 村 会 館	〒 100-0014	東京都千代田区永田町 1 - 11 - 35	03-3581-0471
湯 河 原 温 泉 ち と せ	〒 259-0314	神奈川県足柄下郡湯河原町宮上 281 - 1	0465-63-0121
シ ー サ イ ド い ず た が	〒 413-0101	静岡県熱海市上多賀 12	0557-67-2671 0120-73-1241 (フリーダイヤル)
ホ テ ル や ま な み	〒 406-0028	山梨県笛吹市石和町駅前 15 - 1	055-262-5522
瀬 波 は ま な す 荘	〒 958-0037	新潟県村上市瀬波温泉 1 - 2 - 17	0254-52-5291
ア ク ア ー レ 長 岡	〒 940-2147	新潟県長岡市新陽 2 - 5 - 1	0258-47-5656
グ リ ー ン ビ ュ ー 立 山	〒 930-1405	富山県中新川郡立山町千寿ヶ原	076-482-1716
お び し 荘	〒 923-0316	石川県小松市井口町ホ 55	0761-65-1831
越 路	〒 910-4121	福井県あわら市東温泉 2 - 201	0776-77-3151

施 設 名	郵便番号	所 在 地	T E L
ホ テ ル ピ ア ザ び わ 湖	〒 520-0801	滋賀県大津市におの浜 1 - 1 - 20	077-527-6333
シ テ ィ プ ラ ザ 大 阪	〒 540-0029	大阪府大阪市中央区本町橋 2 - 31	06-6947-7702
ひ ょ う ご 共 済 会 館	〒 650-0004	兵庫県神戸市中央区中山手通 4 - 17 - 13	078-222-2600
ゆ め 春 来	〒 669-6821	兵庫県美方郡新温泉町湯 1569 - 6	0796-99-2211 (受付時間 9:00 ~ 20:00)
湊 泉 閣	〒 682-0122	鳥取県東伯郡三朝町山田 180	0858-43-0828
ホ テ ル 白 鳥	〒 690-0852	島根県松江市千鳥町 20	0852-21-6195
サン・ピーチ OKAYAMA	〒 700-0023	岡山県岡山市北区駅前町 2 - 3 - 31	086-225-0631
防 長 苑	〒 753-0077	山口県山口市熊野町 4 - 29	083-922-3555
ホ テ ル 千 秋 閣	〒 770-0847	徳島県徳島市幸町 3 - 55	088-622-9121
剣 山 頂 上 ヒ ュ ッ テ	〒 777-0303	徳島県美馬市木屋平剣山山頂	080-2997-8482 (21:00 以降不通)
ホテルマリンプレスさぬき	〒 760-0066	香川県高松市福岡町 2 - 3 - 4	087-851-6677
え ひ め 共 済 会 館	〒 790-0003	愛媛県松山市三番町 5 - 13 - 1	089-945-6311
ひ ま わ り 荘	〒 880-0867	宮崎県宮崎市瀬頭 2 - 4 - 5	0985-24-5285(代表電話) 0985-24-7878(予約専用)
マリンプレスかごしま	〒 890-8527	鹿児島県鹿児島市与次郎 2 - 8 - 8	099-253-8822

※「サンペルラ志摩」は令和 7 年 8 月 1 日より助成対象外となります。

令和 7 年 7 月 1 日現在

☆よくある質問☆

Q. 国内外研修旅行の 3 年度に一回という 3 年度の基準はどうなっていますか？

A. 年度の取扱いには旅行をされた年度ではなく、給付を受けた年度を基準にしています。



(例 1) 令和 7 年 2 月 15 日までに請求をいただいた場合は、令和 7 年 3 月 15 日に給付金を送金していることとなります。この場合は、令和 6 年度の該当となりますので、令和 9 年度の請求が可能となります。

(令和 6 年度・7 年度・8 年度の 3 年度)

(例 2) 令和 7 年 2 月 16 日以降 3 月 15 日までに請求をいただいた場合は、令和 7 年 4 月 15 日に給付を送金していることとなります。この場合は、令和 7 年度の該当となりますので、令和 10 年度から請求が可能となります。

(令和 7 年度・8 年度・9 年度の 3 年度)

上記のように、同じご旅行でも請求される日によって、次回ご請求いただく年度が 1 年遅れることになります。年度末頃のご旅行の場合は、ご注意くださいとともに、取扱いにつきご了承いただきますようお願いいたします。

◆ 弔 慰 金

退職会員、配偶者退職会員がお亡くなりになられたら、当会へご連絡ください。「弔慰金請求書」を送付します。必要事項をご記入の上、添付書類とともに当会まで返送してください。

*退職会員となって	1年以内の死亡・・・・・・・・・・100,000 円
	2年以内の死亡・・・・・・・・・・50,000 円
	2年を超えての死亡・・・・・・・・30,000 円
*配偶者退職会員・・・・・・・・・・	20,000 円



【提出書類】

「弔慰金請求書」

【添付書類】

- ・死亡日が確認できる書類（写し）
- ・死亡された方と請求される遺族の方の続柄が確認できる書類（写し）

～注意点とお願い～

- ・死亡された方の医療費補助金等の給付金が登録口座に送金ができない場合は、弔慰金の請求者に送金いたします。
- ・高知縣市町村職員共済組合の年金受給者で、年金とあわせて手続きいただく場合は、「同意書」を提出いただくことで、上記の添付書類を省略できます。
- ・お亡くなりになって2年以上経っている場合は、時効により請求ができません。（お亡くなりになられた日の確認をさせていただくことがありますので、ご了承ください。）

【給付の権利】

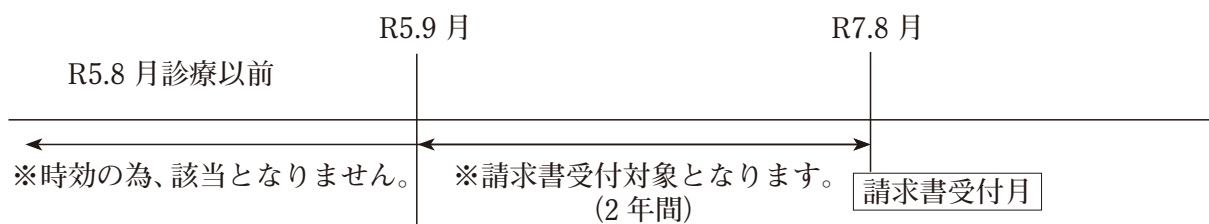
医療費補助金・弔慰金・施設利用助成金については、その原因である事実が発生してから、満2年を以って消滅しますので、ご注意ください。

ただし、医療費補助金につきましては、診療月からとなりますのでご注意ください。

（医療費の時効例）

★請求書の事務局受付月が令和7年8月中の場合

★遡って請求できる診療月は、令和5年9月診療以降です。



給付の中断について

退職会員または配偶者退職会員が、市町村等の職員（特別職を含む）、地方公務員等共済組合法等に基づく共済組合または公共企業団体等の職員が加入する共済組合の組合員となられた場合は、退職するまでの間、**給付の権利は中断となります。**（弔慰金・短期人間ドックは除く）

【中断となる給付等】

医療費補助金・施設利用助成金・国内外研修旅行助成金

【退職会員・配偶者退職会員の資格取得された方で給付が中断となる方】

- ・定年延長により 60 歳年度末以降もお勤めされている方
- ・60 歳年度末以降も再任用制度によりお勤めされている方
- ・退職後、国、県、学校、市町村役場等でお勤めされている方
- ・75 歳以上で後期高齢者医療制度の適用を受けて国、県、学校、市町村役場等でお勤めされている方
- ・特別職で退職会員を取得されている方
- ・配偶者退職会員を取得後、国、県、学校、市町村役場等でお勤めされている方

令和 7 年度より「短期人間ドック利用助成金」が中断の対象外となりました。

退職福祉部を利用して短期人間ドックを受けられる方は 12 ページをご覧ください。

※高知縣市町村職員共済組合の一斉募集に申し込まれた方で、現職中に短期人間ドックを受診される方は対象外となります。

給付が中断となっている退職会員・配偶者退職会員の方が

市町村役場等を退職されたとき

→給付中断の解除及び保険証変更の手続きが必要となるため、必ず互助会退職福祉部までご連絡ください。

（高知縣市町村職員共済組合に退職等の手続きをされても互助会退職福祉部は自動的に変更となりません。）

報告抜かりはありませんか？

- * 住所や電話番号が変わった
- * 健康保険証が変わった
- * 離婚をした
- * 送金指定口座を解約した
- * 氏名が変わった
- * 会員がお亡くなりになった



該当する場合は退職福祉部までご連絡をお願いします。

0 8 8 - 8 2 4 - 1 3 0 6 (直通)

【お知らせ】 今回の退職福祉部号より、こちらで把握できている本人会員同士のご夫婦には退職福祉部号を連名で1冊のみ送付とさせていただきました。もう1冊送付を希望される場合は上記の電話番号へご連絡ください。

健康保険証が廃止されます

国民健康保険法の改正により、**令和6年12月2日以降**、すべての健康保険証は発行されなくなります。

従来、退職福祉部では健康保険証が変わったときは保険証の写しのご提出をお願いしていました。保険証の廃止後は保険者から届く下記書類の写しをご提出していただくことで、資格情報や記号番号の確認をすることとなりますので、お手元に届いたら大切に保管しておいてください。

「資格情報のお知らせ」

「資格確認書」

マイナンバーカードでは記号番号がわからないため、「資格情報のお知らせ」「資格確認書」は大切に保管してください。



「資格情報のお知らせ」「資格確認書」についてのお問い合わせはご加入中の健康保険者へ